

一般社団法人日本看護学校協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本看護学校協議会（以下「本会」という）と称する。なお、
英文名を JAPAN NURSING SCHOOL ASSOCIATION とし、JNSA を略称とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護師等養成施設の発展向上に関する事業を行い、わが国の保健・医療・
福祉の発展と安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 看護師等養成施設の管理運営及び施設の改善向上に関する調査研究、及び看護師等
養成施設に対する助言・指導
- (2) 看護師等養成施設の実態についての調査研究
- (3) 看護師等養成施設の教育についての調査研究、及び看護師等養成施設に対する助言・
指導
- (4) 看護師等養成施設に所属する教職員を対象とする学会、及び研究会等に対する支援
- (5) 正会員の行う事業に関して政府その他関係機関並びに団体との連絡協議
- (6) 機関誌の発行及び広報活動
- (7) 看護師等養成施設に対する研究奨励
- (8) 看護職教育の場における安全対策に関する調査研究、及び普及・啓発
- (9) その他、前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して次条の規定により入会した看護師等養成施設を設置
する法人。但し、国、地方公共団体、公法人が設置主体の場合は「看護
師等養成施設」を正会員とする。

(2) 特別会員 本会の事業に賛同して次条の規定により入会した個人

(3) 賛助会員 本会の事業に賛同して次条の規定により入会した法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費規程に従い会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届出書を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、正会員については退会をもって法人法上の退社とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会費を会費規程が定める期限までに納入しないとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、法人法上の定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長は理事の中から議長を指名することができる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。ただし、社員が複数の看護師等養成施設を設置するときは、設置した看護師等養成施設の数と同数の議決権を有する。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、「事前決議」にて承認を得た場合は、理事又は監事については全員一括で第一項の決議を行う。理事又は監事の候補者の合計が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 複数の看護師等養成施設を設置する社員は、設置する施設と同数の代表者を総会に出席させることができる。ただし、社員の出席数としては1とする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

(3) 顧問・参与 若干名

2 前項の理事及び監事を、法人法上の理事及び監事とする。

3 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。

4 前項の会長を、法人法上の代表理事とする。

5 会長及び副会長を除く理事のうち10名以内を常任理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 顧問及び参与は、会長が選任し、委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、常任理事は理事会において別に定めるところにより、常任理事会を構成し、理事会及び会長の諮問に応える。

3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問、参与の職務)

第 23 条 顧問は会長の諮問に応じ、参与は本会の重要事項に関して理事会に出席し意見を述べるができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長・副会長及び常任理事の選任及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号乃至第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局及び職員を置く。

2 職員は、有給とする。

附 則

- 1、平成21年 5月20日 施行し、6月1日より適用
- 2、平成21年 6月 3日 一部改正
- 3、平成22年 5月18日 一部改正
- 4、平成24年 6月12日 一部改正
- 5、平成27年 5月25日 一部改正